

TEMPUS テンプス

2007年(平成19年) 31号



願泉寺本堂上棟式の様子

も く じ

貝塚御坊願泉寺の平成大修理

上棟式について

願泉寺本堂半解体修理事業と耐震補強

安養寺の鉦講(双盤念仏)と貝塚市内の鉦講

願泉寺 茶室の棟札発見!

かいづか歴史文化セミナーを開催!

廣海家にのこる多木製肥所特約店の看板

古文書をひも解く

「人びとの要求が、政治を突き動かす時」

古文書講座

貝塚市の指定文化財展 第3期

「中世の村のくらしと村人たちのおはなし」

願泉寺定期見学会のお知らせ



願泉寺本堂上棟式の祭壇

貝塚御坊願泉寺の平成大修理

重要文化財願泉寺本堂他5棟の半解体修理事業について、8月～10月は本堂屋根の桔木（はねぎ）、野垂木（のたるき）などの修復工事がすすめられました。

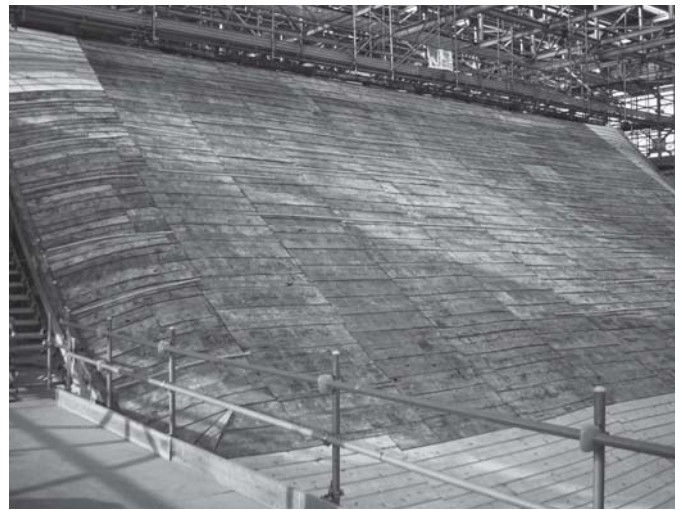
屋根については、瓦などの重みに耐えられず軒先が垂下し乱れが生じており、既存の桔木だけでは軒先を支えることができないため、さらに桔木の本数を増やして屋根の強度を補強する作業が行われています。桔木とは、軒先が下がるのを防ぐため、丸太状の太い部材を梃子（てこ）の原理を利用して軒先をはね上げる部材です。本堂の桔木は、大きいもので長さ9m、直径0.35mの松材を60本使用しており、さらに補強するために耐久性のあるヒノキ材を40本加えて、桔木の総本数は計100本となりました。

野垂木については、再利用可能な古材と新材を継手によってつなぎ合わせています。野垂木とは、棟から軒先に渡す長い部材のことであり、屋根面を構成する野地板（のじいた）を支えています。

10月には屋根瓦の下地となる野地板張り作業が行われました。野地板も傷みが少ない古材については再利用しています。この野地板を張り終わるといよいよ瓦を葺く段階に入ります。



本堂正面の桔木

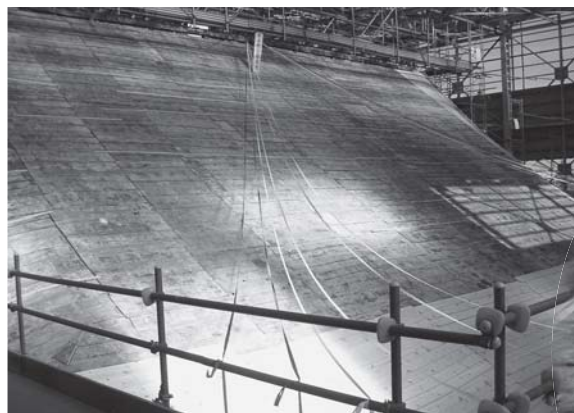


本堂の修復状況（11月撮影）

上棟式について

10月21日(日)に本堂の覆屋内において、上棟式が行われました。半解体工事により梁と桁だけとなった本堂は、小屋根組、野垂木が組みあがり、本堂正面の野地板張りが終了したことを機に上棟式が執り行われることとなりました。

式は本堂正面の覆屋内に祭壇が設けられ、工事が無事に終わることを祈願する法要が執り行われ、棟札（むなふだ）が納められました。列席者は寺院や工事関係者など約150名を数え、上棟式は盛大に執り行われました。



願泉寺本堂（10月21日撮影）



棟札

願泉寺本堂半解体修理事業と耐震補強

近年、日本各地で震度5以上の地震が発生し、住宅などが倒壊する甚大な被害を受けています。しかし、一方で耐震技術・性能は飛躍的に向上し、高層ビルはもちろんのこと個人住宅においても耐震施工などが行われています。

地震は容赦なく重要文化財である願泉寺にも影響を及ぼします。平成7（1995）年の阪神大震災においては、亀裂が入るなど多くの建物が被害を受けました。その後の震災復旧工事では太鼓堂を修理しています。

今回の半解体修理事業においては、本堂の耐震調査を実施した結果、耐震補強が必要と判定されました。

補強は地震による被害を最小限に抑えるため、本堂の床下の柱に「仕口（しくち）ダンパー」という耐震用金物を取り付けます。

この仕口ダンパーとは、高分子材料の粘弾性体を使用した制震装置です。本堂の床下の柱と貫の交点に取り付けることにより、地震の揺れによるエネルギーを吸収する効果を発揮するものと想定されています。

今回、本堂に使用される仕口ダンパーは、部材を金物で挟み付けて固定する方法を採用しました。この工法のメリットとしては、釘やビスなどで直接、部材に固定しないため、部材を傷めないこと、後で外せることがあげられます。さらに部材と金物の間には緩衝材として特殊な樹脂を注入するなど部材を痛めないよう細心の注意を払っています。

今回の耐震補強では仕口ダンパーを82箇所に取り付ける予定です。

この耐震補強の方法は、国重要文化財では初めて採用されるもので、この願泉寺本堂の耐震補強装置がモデルケースとなり、今後、他の文化財においても採用される可能性があります。



本堂の仕口ダンパー



様々な形状の仕口ダンパー

安養寺の鉦講(双盤念仏)と貝塚市内の鉦講

貝塚市では現在大阪府と協力して、市内の民俗儀礼の調査を行っています。9月23日に安養寺(名越)の鉦講(双盤念仏)の調査を行いました。

双盤念仏は双盤(鉦)を叩いて節をつけた念仏を唱えるもので、全国の浄土宗寺院でひろく行われる念仏行事です。安養寺の双盤念仏は毎年春、秋の彼岸と8月3日の施餓鬼会(せがきえ)、11月の御十夜(おじゅうや)に開催しており、江戸時代中期に夜念仏から発展したものとされます。夜念仏とは講中の人々が鉦を叩いて村の各家を回り、念仏を唱える民俗行事です。安養寺では、戦時中一時期途切れていたようですが、戦後詳しく知る人に教えてもらって復活させました。



双盤は2基あって、二人ずつ計4名が鉦を叩いて念仏を唱えます。一回の演奏は20分程度で、それが終わると和讃(わさん)、回向(えこう)、講話と続きます。鉦講のなかで双盤念仏を叩くことができる人は7人いるそうで、20年程続けている人もいます。念仏にはいくつか流派があり、安養寺のものは和歌山市の西山浄土宗の寺院葉善寺から伝わった「大川流」だと代々伝えられています。

今回の双盤念仏の調査に伴い、市内の浄土宗寺院に聞き取り調査を行ったところ、浄国寺(沢)、万徳寺(沢)、長楽寺(畠中)、常福寺(蕎原)の4ヶ寺で双盤念仏と鉦講の存在を確認できました。いずれも昭和頃まで行っていたようですが、伝承者の高齢化や戦時中の金属供出により途絶えています。このうち、沢にある浄国寺、万徳寺の2ヶ寺には現在も双盤が残されています。これ以外にも、聞き取りでは確認できなかったものの双盤念仏を行っていた寺院は市内にいくつかあったようです。

江戸時代には念仏信仰が盛んとなり、市内でも流派や伝承経路の違いなどにより、様々な形の念仏行事があったと思われます。こうした念仏行事は人々の厚い信仰により講が組織され、大事に守られていました。村人達は講中で互いに協力しながら行事を執り行うことにより、共同体としての結びつきを強めていたのです。

※念仏に使用する双盤と念仏の内容については、テンプス第3号「市内文化財紹介 安養寺の銅造 双盤」に詳しく記しています。

願泉寺 茶室の棟札発見!

願泉寺の茶室は、貝塚市指定文化財である書院の一部で、本堂の背後に位置します。建築年代についてはこれまで不明で、建築様式からは江戸時代後期と考えられていましたが、このたび棟札が発見され建築年代が確定しました。発見された棟札は、表面に「四畳半中板入御茶室/文化十四丁丑歳/新御興造」、裏面に「同年八月御上棟」の墨書(ぼくしよ)があり、文化14(1817)年に建築されたことがわかります。また、表面下部には、「御普請奉行」として、「津田市郎右衛門/丹羽兵庫」という願泉寺ト半(ぼくはん)家の家来2名のほか、「棟梁 伝兵衛」および「細工人 文治/治兵衛/治助」の墨書があります。



かいつか歴史文化セミナーを開催!

平成19年9月1日(土)より10月21日(日)まで、貝塚市郷土資料展示室において、特別展「米穀肥料商廣海家と泉南地域」を開催しました。会期中には、関連事業として、第79回および第80回のかいつか歴史文化セミナー（以下、セミナー）を開催しました。

第79回セミナー（9月22日(土)開催）は、石井寛治氏（東京経済大学教授・東京大学名誉教授）を講師として迎え、「経済史から見た貝塚廣海家」と題する講演会を開催しました。講演では、廣海家の商業活動から従来の近世問屋像や経済史の通説とは異なる視点が見い出せること。また、近代以降に見られる株式投資活動からは、地元企業への株式投資を中心としていたことで貝塚および泉南地域の産業化を促したことなどをお話いただきました。

また、第80回セミナー（10月14日(日)開催）は、「国登録有形文化財 廣海家主屋 現地見学会」を開催しました。見学会は、募集人数を限定（30名）して同家主屋内を特別に公開しました。



講演会の様子



現地見学会の様子



廣海家にのこる多木製肥所特約店の看板

廣海家には、米穀肥料商として活躍した時期の諸道具類がのこされています。今回はその中から、廣海家の店先におかれた看板のひとつを紹介します。紹介するのは、多木製肥所の肥料特約店を表す看板で、同じものが2枚のこっています。多木製肥所は、播州別府港（現在の兵庫県加古川市別府町）にあった人造肥料の製造会社で、明治43（1910）年から廣海家と取引を開始しました。看板は木製で、表面には「完全肥料／播州別府港 多木製肥所製造／特約大販売店」の記載があります。明治43年6月11日付の多木製肥所から廣海家に宛てられた書簡に、「御店頭用看板拾枚」ほかを送るといった記載があることから、このとき送られた看板のうちの2枚だと思われます。

なお、この看板は、上記の見学会の際に、廣海家が代表取締役を務めた阪南銀行の看板とともに展示しました。

廣海家について

天保6（1835）年に貝塚寺内の諸色問屋として開業した商家です。北前船で運んだ北海道・東北・北陸地方の米穀や肥料（魚肥）を商品として取りあつかい、昭和10年代後半まで米穀肥料商を家業としました。同家の屋敷地はほぼ一街区を占める広大なもので、同家住宅のうち主屋や離れなど8棟が国の有形文化財として登録され、約7万6千点にのぼる膨大な古文書類は貝塚市の文化財に指定されています。

古文書をひも解く

◆「人びとの要求が、政治を突き動かす時」

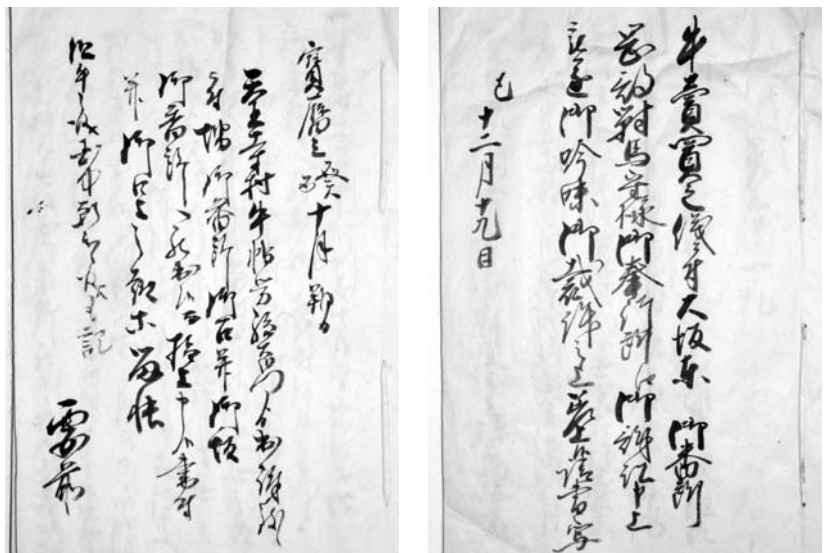
江戸時代も半ばを過ぎる頃、宝暦-天明期（1751-89）と呼ばれる時期は、幕府政治では10代將軍家治のもと、老中田沼意次が中心となり、商業に重きをおいた政策を取っていました。一般に「田沼時代」とも言われます。

この頃から、人びとは郡や国レベルの広い範囲で寄り合いをし、それぞれが持つ要求を実現するため、幕府に訴え出るようになりました。泉州においては、各支配領主ごと（例えば、岸和田藩などの藩領や旗本領、代官支配の幕府領など）に村々の庄屋から代表（＝「惣代庄屋（そうだいしょうや）」と呼ぶ）を出し、寄り合いを行い、そこで取り決められた願いを幕府の出先機関である堺奉行所へ訴え出るというしくみを採りました。この訴えを「国訴（こくそ・くにそ）」と言います。時にその範囲は泉州一国を越えて、摂津・河内を合わせた3か国で共通の要求を掲げ、大坂町奉行所へ訴え出る大規模な国訴に発展することもありました。

江戸時代に見られた人びとの訴えはたくさんありますが、国訴と百姓一揆ではその性格が異なります。百姓一揆は越訴（おっそ）・強訴（ごうそ）・騒動などの種類があり、蕙旗（むしろばた）を押し立て、鋤や鎌などの農具や竹槍・棒などを手に取り実力行使に出るといった非合法な手段によるもので、年貢を減らしてほしい、免除してほしいという訴えが多く見られました。これに対し、国訴は訴状を奉行所に提出し、訴訟の形式をとる合法的な手段によるもので、さまざまな商品（例えば木綿・菜種・干鰯（ほしか）などの肥料）の値段の引き下げを求めたり、自由な商品流通を求めたりといった内容の訴えが村々から提出されました。国訴はあくまでも幕府の裁許、判断を求めるという形式で行われていました。

泉州で見られる国訴は、研究によると、寛保3（1743）年の肥料値下げ要求が最初のもので、嘉永5（1852）年までに15回の国訴が確認されています。なかでも大坂や堺の商人の不正や独占に対抗して訴え出るものが多く見られます。大坂や堺の商人は同業者組織である株仲間を作り、様々な商品の価格決定に大きな影響力を持っていました。そのため、人びとの暮らしに負担をかけることも少なくなかったのです。

七人庄屋を勤めた畠中村源太夫の日記（要家文書）などによると、寛保3年の天王寺牛市の取引独占に反対する国訴に源太夫が岸和田藩領の惣代として、加わっていたことが確認されます。この国訴は摂津・河内・和泉・播磨4か国の博勞（ばくろう：牛の売買・周旋を仕事とする者）支配を公認されていた天王寺村孫右衛門と、村々との利害の対立によるものでした。その後宝暦11（1761）年にも岸和田藩領の「牛目利（うしめきぎ）」と孫右衛門との間で訴訟となり、岸和田藩も幕府の要職に対して接触を試み、この訴訟で岸和田藩領の「牛目利」を積極的に支援し、孫右衛門に勝訴するよう取り計らいました。



牛売買の訴訟記録（左：宝暦3年、右：宝暦11年）〈要家文書〉

古文書講座

◆「泉州の人びと、物価引き下げを求める一庄屋日記に見る岸和田藩事件簿②一」

平成19年10月13日(土)から5回にわたり、「泉州の人びと、物価引き下げを求める一庄屋日記に見る岸和田藩事件簿②一」と題して古文書講座を開催しました。

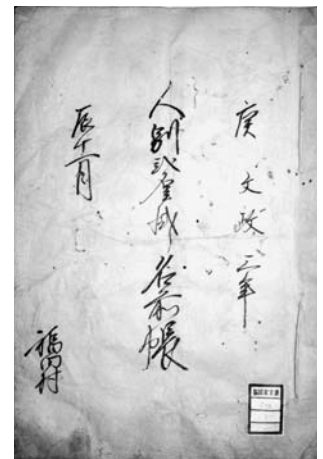
文政2(1819)年11月、米価の下落がおこり、他の品物は値段の下がらない状態(=「米価安の諸色(しょしき)高」)が起こったため、肥料である干鰯(ほしか)・油かすなどの値下げの必要性が幕府から触れ出されました。岸和田藩においても、これを受けて「諸色直下ケ掛り」が設置され、値段調査が行なわれ、商品ごとに値段の引き下げが進められました。また、それと同時に村々においても、堺奉行所に訴え出て値下げを確実なものにしていこうという動きが見られ、堺の寺院に泉州から村々の代表が寄り合いました。肥料の値下げのほか農具の値下げなどさまざまな利害が交錯するなか、結果泉州一国の訴えとしてはまとまらず、来春以降に先送りの意見が大勢を占めたため、この訴えは提出されなかったようです。このように、講座では当時の庄屋日記を解読していく中で、奉行所へ訴え出る過程や手続き、寄り合いの状況などが確認され、当時の人々の訴えがどのようなものであるか理解を深める機会となりました。



◆次回(第26回)古文書講座開催のお知らせ

「岸和田藩財政改革に奔走する一庄屋日記に見る岸和田藩事件簿③一」

文政3(1820)年から始まる岸和田藩財政改革では、藩が佐野の食野(めしの)家はじめ大坂・江戸の商人からの借財を整理しつつ、家臣から扶持米(ふちまい)の半分を借り上げ、支出を控えるよう儉約に励みました。領内では「人別二厘掛り(にんべつにりんがかり)」という税制が設けられ、子どもから老人まで一人ひとりが1日に銀2厘ずつ10年間で銀72匁を納めるという内容の新たな税を納めることとなりました。領内からは掛り庄屋が任命され、村人一人ひとりの借財や土地の所有状況を調査し、年貢がきちんと納められるよう改革を進めていきました。七人庄屋はそのなかであって東奔西走し改革を支えました。この改革での七人庄屋の動向について、当時の庄屋日記などをテキストに読み解いていきます。



人別式厘掛り名前帳
(文政3年)〈福原家文書〉

日 時：平成20年1月19日－初心者講習、1月26日－第1回、2月2日－第2回
2月9日－第3回、2月16日－第4回、いずれも土曜日午後2時～4時30分
場 所：貝塚市民図書館2階視聴覚室
申 込：必要事項(住所、氏名、電話番号)を明記の上、はがき・E-mail・FAX・
電話いずれかの方法で、下記申込み連絡先までお願いします。

申込み連絡先

〒597-8585 貝塚市畠中1-17-1 貝塚市教育委員会 社会教育課
TEL 072 (433) 7126 / FAX 072 (433) 7107
Email shakaikyoiku@city.kaizuka.lg.jp

☆展示会のお知らせ

●貝塚市の指定文化財展 第3期

「中世の村のくらしと村人たちのおはなし」

今から800年前、これまで家族単位の集団で暮らしていた人々があつまって多くの村が作られました。大阪、和歌山をむすぶ陸路も整備され、貝塚市内にも多くの村が存在したことが調査などからわかっています。その中には「惣(そう)」と呼ばれる自立した組織を築いた村もありました。惣村(そうそん)の住民は集団墓地をつくり、それらは惣墓(そうばか)と呼ばれました。橋本墓地は中世に高野山(こうやさん)領であった近木庄(こぎのしょう)の村々に住む人々の惣墓です。これとは別に、独立した村々においても、それぞれ墓地をつくって死者を祭りました。

第3期の展示では、市指定文化財の橋本墓地と土生(はぶ)遺跡の副葬品類や集落から出土した日常品を展示し、中世の人々の暮らしぶりなどを紹介します。

会 期：平成19年11月24日(土)～

平成20年1月27日(日)

開館時間：午前9時30分～午後5時

休 館 日：毎火曜日、11月30日(金)、12月23日(祝)、12月29日(土)～1月4日(金)、1月14日(祝)



☆願泉寺定期見学会のお知らせ

毎月第3日曜日に定期見学会を開催しています。当日は本堂の修復状況を見学することができますので、ご興味・ご関心のある方はぜひご参加ください。

見学会開催日

平成19年12月16日(日)

平成20年1月20日(日)

見学会時間：午前10時～午後4時

(時間内の見学は自由)

見学会当日は午前10時30分と午後1時30分の2回、担当者による説明が行われます。

かいづか文化財だよりテンプス31号



平成19年12月14日発行

貝塚市教育委員会

〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17-1

Tel (072) 433-7126 Fax (072) 433-7107

Email : shakaikyoiku@city.kaizuka.lg.jp

印刷 (株)和歌山印刷所

※テンプスとはラテン語で「時」を意味します。

年4回発行：各1,000部

印刷単価：67.20円